# 退職金定期「夢・浪漫」

（自由金利型定期預金Ｍ型）

平成 28 年 2 月 1 日現在

| | | |
|---|---|---|
| 商 品 名<br>（愛称） | 自由金利型定期預金＜Ｍ型＞〔単利型〕 | 自由金利型定期預金＜Ｍ型＞〔複利型〕 |
| | ・預入金額 300 万円未満…スーパー定期 | ・預入金額 300 万円以上…スーパー定期 300 |
| | 退職金定期「夢・浪漫」 | |
| 期　間 | 1 年〔単利型〕 | 3 年〔複利型〕 |
| | ・自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いのみとなります | |
| 販売対象 | ・申込時に満 50 歳以上で退職後 1 年以内の個人の方 | |
| 販売条件 | ・退職時期、退職金受取金額の確認書類として退職金の明細書等・退職金受取口座の通帳等の原本をご提示いただきます<br>・年齢の確認資料として運転免許証・健康保険証・住基カード等をご提示いただきます | |
| 預　入<br>（1）預入方法<br>（2）預入金額<br>（3）預入単位 | ・一括預入<br>・100 万円以上、退職金受取金額の範囲内　ただし、退職金を原資とするものに限ります<br>・1 円単位 | |
| 払戻方法 | ・満期日以降に一括して払い戻します | |
| 利　息<br>（1）適用金利 | ・固定金利<br>預入時のスーパー定期、スーパー定期 300 の店頭表示金利に当金庫所定の「優遇金利」を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します<br>また、申込時に当金庫で新たに公的年金の受給口座を指定（予約）いただいた場合、または既に当金庫で公的年金を受給いただいている場合は、さらに当金庫所定の「年金受給優遇金利」を上乗せします<br>自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期、スーパー定期 300 の店頭表示の利率を適用します<br>（注）継続後 1,000 万円以上になる場合でも大口定期預金には継続されません | |
| （2）利払方法 | ・満期日以後に一括してお支払いします | |
| （3）計算方法 | ・利付単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算 | ・利付単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算で 6 ヶ月毎の複利計算 |
| 税　金 | ・個人のお利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります<br>（ただし、マル優を利用の場合は除きます）<br>※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 | |
| 手 数 料 | ―――――――――― | |
| 付加できる特約事項 | ・「総合口座」の担保とすることができます<br>（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5%上乗せした利率です）<br>・マル優の取扱いができます | |
| 中途解約時の取扱い | ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います | ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により 6 ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います |
| 金利情報の入手方法 | ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください | |
| 苦情処理措置・<br>紛争解決措置 | ・苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部（9 時～17 時、電話：052－913－1153）にお申出ください<br>・紛争解決措置：愛知県弁護士会（電話：052－203－1777）、東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03－3517－5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。<br>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）ーもあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。 | |
| その他<br>参考となる事項 | ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します | |
| 預金保険について | ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます） | |